

## 学校教育の中の食

中村 香織

はじめに

- 1 食育とは
    - 1.1 「食」をめぐる問題
    - 1.2 食育の定義
  - 2 学校・家庭・地域の果たす役割
    - 2.1 学校現場における指導
      - 2.1.1 各教科
      - 2.1.2 総合的な学習
      - 2.1.3 学校給食
    - 2.2 家庭・地域とのつながり
  - 3 中川根第1小学校における取り組み
    - 3.1 概要
    - 3.2 児童たちの現状
    - 3.3 指導内容
      - 3.3.1 各教科
      - 3.3.2 総合的な学習
      - 3.3.3 学校給食
- おわりに

はじめに

近年では食に関するさまざまな問題がおこっている。そして正しい食習慣の形成や食に関する知識の普及のために、学校現場での「食育」に関する取り組みが重要視されることとなる。

「学校での食育」という最初に浮かぶのは給食である。偏食で少食だった私にとって、給食とは、「栄養を取るため、健康でいるために、強制的に食べさせられてきた」ものであった。そんな私だが、1人暮らしをすることで「栄養をとること」の大切さを初めて知った。こういった経験から、それが行われている「学校という場」における「食育」への取り組みをテーマに、実際にどのような実践が行われているのかについて調査した。

### 1 食育とは

この章では、まず、食育という考え方が、いかにして生まれたのか、またその背景にはどんな環境の変化が存在したのか、を明らかにしていく。

#### 1.1 「食」をめぐる問題

現在、日本において「食」をめぐる大きな変化が起こっている。かつては考えられなかったような、栄養の偏り、不規則な食事、それにより生じる肥満や生活習慣病の増加などである。さらに、過度の痩身志向が見られ、また、食材についてはその食料全般の海外への依存等の問題もある。

食の問題は人間の健康そのものに関わる事柄だけに、重大な問題である。そのため、対応策として食育基本法（平成17年7月制定）が生まれた。この法律の目的は、国民

の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現すること、また都市と農山漁村の共生・交流、消費者と生産者との信頼関係を構築、地域社会の活性化、等である。

さらに、この法律制定以降、「食の安全性」をめぐる問題が多発し、以前に比べ国民、特に消費者側の「食」への関心が増してきたように思われる。そのため私たちの生活において「食育」という言葉が定着してきたように思われる。

では、なにを「食育」とし、どのように位置づけられているのだろう。

## 1.2 食育の定義

現在、「食育」という言葉に関して、食育基本法では明確な定義がされていない。しかし、その前文においては、食育を、「生きる上での基本」とし、「知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ」ている。さらに、様々な経験を通じて、「食」に関する知識「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることが食育とされ、それを推進することが求められている、と述べられている。つまり食育とは、人間教育であると言い換える事ができる。

本来、食に関する問題は家庭が中心となって担うべきである。しかし、家庭において、食に関する十分な指導が難しくなっている。また、保護者自身が望ましい食生活を営んでいない場合もある。

食育基本法第 19～第 25 条において、それぞれ、家庭における食育の推進、学校・保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組み、等を掲げている。これは、子どもの食生活について、学校を中心とする教育機関、家庭、地域が 3 つの柱となって取り組むべき事柄であるということが出来る。

以下の章では、「学校（ここでは小学校）」「家庭」「地域」では、実際にはどのように取り組みがなされているか、小学校を軸として家庭や地域とのつながりを考察していく。

## 2 学校・家庭・地域の果たす役割

前章で見てきたように、食生活の指導を、家庭から学校・家庭・地域へと変化した。この章では具体的に何が求められているかを明らかにする。

### 2.1 学校現場における指導

文部科学省は「食に関する指導の手引」（平成19年3月）の第3章において、次のように述べている。

「学校における食育を進めるためには、…（中略）…給食の時間はもとより、各教科や特別活動、道徳、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通して行われることが必要です。具体的な食に関する指導場面については、各教科等において行われることとなりますが、現行の学習指導要領では、給食の時間や特別活動をはじめ、各教科、道徳、総合的な学習の時間において、各教科等の目標を達成する観点から食に関する領域や内容が取り扱われており、各教科等の特性により関連の程度等は異なります」

この手引では、それぞれの指導方法についても簡単に紹介されている。その中でも、以下では各教科、総合的な学習、学校給食について紹介したい。

#### 2.1.1 各教科

各教科の指導は学習指導要領に基づき行われる。ここでは手引きで扱われる社会科、理科、生活科、家庭科、道徳について、具体的に挙げられている活動例を見ていく。

a. 社会科

社会科の現行の指導要領において、社会科学習の目的を「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うこと」としている。

また、食育に関しても、「学習指導要領に示された内容との関連の中で、教科の目標の実現を目指し、学び方や調べ方を身に付ける学習や体験的な学習、児童の問題意識を大切にしたい問題解決的な学習を重視することが大切」であることを述べている。

ただし、この「食育に関しても」という表現は、社会科でしか登場しないが、他教科に関しても上記と共通の姿勢で取り組むことが要求されていると思われる。

「手引」の中でいくつか具体例が紹介されている。例えば、地域の特産物の生産地域の様子や概要、工夫、努力、その作物が生産されるようになった背景などに関して学んだり、学校給食の食材の生産者を訪問して「自然や地形を生かした栽培」「おいしく野菜を育てるための工夫生産量を増やすための工夫などに関して調査したり、といった内容である。

b. 理科

理科の現行の指導要領に記載されている目的は、「自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛す心情を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を図り、科学的な見方や考え方を養う」ことである。

理科に関しても以下で具体例を紹介する。例えば、教材として栽培したオクラ等を収穫し、保護者や地域の方々の協力を得ながら実際に調理したり、教材として観察したイチョウなどの樹木になる実が、食材として利用されていることを学習したりする、と紹介されている。

c. 生活科

生活科は、第1学年及び2学年の児童のみ学習する。その目的は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心をもち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う」こととされている。

また、具体例として、学校探検の中で、給食室や調理員等給食に関連する人々の様子を見学したり、かかわったりする活動から、学校給食への関心を高めたり、食べられるようになった食材を調べたり、料理の手伝いに挑戦したりすることがあげられている。

d. 家庭科

家庭科は第5学年及び第6学年の児童に対して行われる。その目的は、「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、家庭生活への関心を高めるとともに日常生活に必要な基礎的な知識と技能を身に付け、家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる」ことである。

家庭科に関しても、具体例が挙げられている。例えば食事を観察したり、作ったり食べたりすることなどを通して、食品やその調理過程、などに興味をもつようにし、毎日の食事について、なぜ食べるのか考え、どのように食べたらよいかを考えさせる、ということである。

このように、既存の教科の中でも、その目的や内容を生かした上で食育と関連させることが求められている。

### 2.1.2 総合的な学習

「手引」の中で、総合的な学習の時間についても触れられている。その趣旨として、「各学校は、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする」としており、「地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、各学校が創意工夫しながら実施する」ことを求めている。

これは、各校が趣旨に沿って内容を定められる、ということであり、各学校の判断に一任されている。

### 2.1.3 学校給食

教育活動の中で行われる「食育」として、真っ先に考えられるのは学校給食である。それは、学校給食は教育活動であり、しかも食それ自体を扱っていることから明らかではないだろうか。

昭和 21(1946)年 12 月に文部省、厚生省、農林省の 3 省次官によって『学校給食実施の普及奨励について』という通達が出された。これによって、「学校給食は教育活動の一環である」と位置づけられた。

その後、昭和 29(1954)年には学校給食法が制定され、これによって学校給食の法的根拠が明確にされる。この学校給食法は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善を目的としている。同法第 1 条において、この目的の実現のために以下の 4 つの目標を定めている。

- ①日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- ②学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。
- ③食生活の合理化、栄養の改善及び健康の促進を図ること。
- ④食糧の生産、配分及び消費について、正しく理解に導くこと。

昭和 33 年には小学校及び中学校学習指導要領が改訂される。ここでは教育課程における学校給食の位置が明確になった。(ここでは学校給食は「各教科」「道徳」「特別活動」及び「学級行事等」のなかで、「学校行事等」に位置づけられた。)

平成元年の学習指導要領の改訂では、学校給食は「特別活動」のなかの「学級活動」に位置づけられている。その内容は、以下の通りである。

#### 小学校学習指導要領 第 4 章 特別活動

#### 第 2 内容 A 学級活動

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康や安全に関すること。

…心身共に健康で安全な生活態度の形成、学校給食と望ましい食習慣の形成 など

(カ) 学校給食と望ましい食習慣の形成

楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して好ましい人間関係の育成を図ることにかかわる内容である。学

校給食に関する内容については、給食の時間を中心に指導することになるが、学級活動の時間でも取り上げて計画的に指導することが大切である。また、学校給食の特性を生かし、楽しい給食を目指した多様な指導方法の工夫が必要である。

(2) で学校給食の例が挙げられているように、教科教育や総合的な学習の時間に比

べ、学校給食は食育を推進しやすい場であると考えられている。それには、生徒の食習慣や実践力を身に付けさせるだけでなく、地産地消や郷土料理の提供を通じて、地域への理解を深められる、とするからである。

以上より、学校給食は学校の現場において食育の主な場になることがわかる。

## 2.2 家庭・地域

食育基本法第 19 条の中で、国及び地方公共団体に対し、家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講じることが義務付けられている。また、地域に対しても、同法第 21 条の中で同様のことを義務付けている。

前述したように、食育は学校・家庭・地域の連携の中で行われるべきものである。次章以降では、学校を中心として、家庭や地域がどのように関わりあっているのか、中川根第 1 小学校を例に見ていく。

## 3 中川根第 1 小学校における取り組み

### 3.1 概要

町立中川根第 1 小学校は、静岡県中部の山間地帯にある川根本町に位置する。川根本町は本報告書の町の概要に示されているように、高齢化の進んでいる町である。

この小学校は、藤川地区の隣の徳山地区に位置している。通うのは徳山、藤川の両地区の子どもたち、計 80 名である。学年によって、総数、男女別割合、地域別割合はまちまちであるが、それぞれの学年は 1 学級ずつ、計 6 学級である。(表 1 参照)

表 1 平成 20 年度 川根本町立中川根第 1 小学校児童数

学年	男	女	計
1	6(2)	7(4)	13(6)
2	13(5)	4(1)	17(6)
3	3(1)	5(3)	8(4)
4	9(5)	2(2)	11(7)
5	11(4)	8(2)	19(6)
6	5(2)	7(3)	12(5)
計	47(19)	33(15)	80(34)

※ ( ) 内は藤川地区から通う児童生徒 平成 20 年 (2008) 4 月 7 日現在

第 1 小学校に通う全校児童 80 名中、藤川地区から通う児童は 34 名で 42.5% である。学年への児童数の分布を見ると、1 学年 16.25 パーセント、2 学年 21.25 パーセント、3 学年 10 パーセント、4 学年 13.75 パーセント、5 学年 23.75 パーセント、6 学年 15 パーセント となっている。

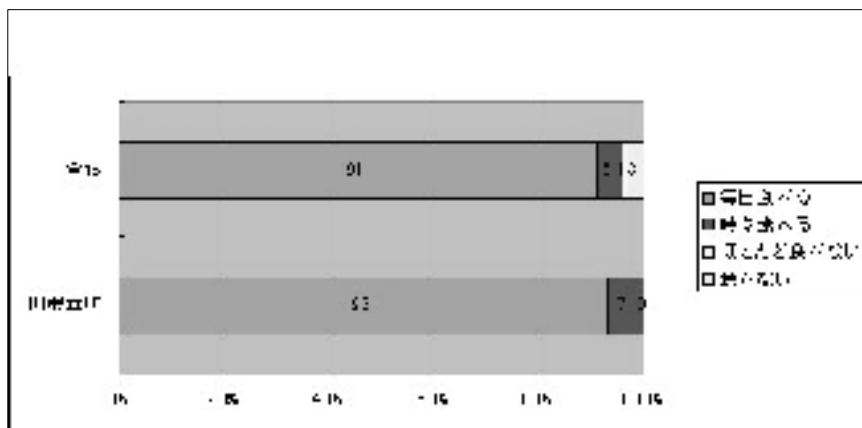
### 3.2 児童たちの現状

中川根第 1 小学校に通う児童たちの食生活は実際どうなっているのだろうか。以下で全国と比較していく。

表 2 は平成 20 年に榛原地区教育研究部がアンケート調査に基づき作成した「榛原地区児童生徒の食生活等実態報告書」を元にしたものである。

榛原地区の「毎日食べる」が91%、に対して、川根本町では93%とそれほど差はない。ただ、川根本町では「ほとんど食べない」「食べない」がともに0%である。これは全体がそれぞれ1%、4%であることを考えれば、比較的良好であるといえよう。

表2 榛原地区川根本町における児童生徒の朝食摂取率(平成20年1月21日~2月1日)



※「榛原地区児童生徒の食生活等実態調査報告書」(榛原地区教育研究部)を元に作成。

### 3.3 指導内容

学校での指導について、実際どのように行われているのか。第2章と比較してみよう。

#### 3.3.1 各教科

手引きにおいて、社会科、理科、生活科、家庭科、道徳について主に挙げられていた。しかし、中川根第1小学校において、明らかな「食育」活動がみられたのは理科のみである。

具体例でも出てきたように、4年次には実験で使うオクラを栽培し、授業後に持ち帰り、自宅で食べられるようにしているという。4年次以降も同じ方法が採られているという。

#### 3.3.2 総合的な学習

中川根第1小学校では、総合的な学習の時間の名称を「ときどんタイム」としている。これは徳山地区に伝わる民話「ときどん」から拝借したものである。学年によって内容は様々で、「大井川」や「茶」がある。私が訪問した時期に、「茶」を扱う3年生が活動を行っていたため、今回主に3年生を見学した。

3.1でも見たように、3年生は男子児童3名、女子児童5名の計8名で構成されている。藤川から通う児童はちょうど半数の4名(男・1名、女・3名)である。担任はM先生(50代女性)である。

現在までに行われた3年生の総合的な学習の時間の活動を具体的に見てみると、大まかに以下の3つに分類される。まず、第1に、「茶」を作ること自体に関する体験である。これは、地元の農家の人(主に、藤川地区に在住する茶業を営んでいるTさん)の協力で、茶摘みや茶もみを体験させている。

中川根第1小学校にある茶畑も、実は、学校から依頼を受けたTさんがボランティ

アで根を持っていったことから始まった。ボランティアで、無償で提供したことに關して、Tさんは「地域のことからこれくらい当然」という意識を持っている。また、Tさんは茶もみ体験時の指導も行い、「茶」についての知識や経験を伝えていくだけでなく「子どもたちとの交流」も図っている。

第2の活動は、「茶」の調理法や飲み方についてである。

調理の授業では、主に担任教師による指導が行われる。私が6月7日に見学した授業では「お茶クッキー」を作った。この日は偶然にも参観会の日であったため、来校していた保護者も、参加していた。3年生は計8人で、2人ずつ4組に分かれてクッキーを作った。

クッキー作りは、基本的には、児童2名で協力して作るように、という指示である。しかし、M先生は「大変なところはお母さんに手伝ってもらおうね」と声をかける。「親子の交流はもちろん大切だけど、出来るところは自分でやらせる。お母さんたちだって勝手に手を出さずに自分たちで出来ることは（自分たちで）やらせる」ように仕向けなければいけないという。保護者はエプロン、三角巾持参でボウルを押さえたり、児童からの助けに対してフォローしたりと、児童主体の活動であることを熟知している。

また、中には「いつも手伝ってるよ。こないだも一緒にお茶クッキー作ったよ。」(Aさん・3年女子児童)というように、普段の姿も垣間見た。Aさんの母親も、普段から手伝わせているだけあって「安心してみていられる」という。

また、飲み方について、地元に住むNさんを講師として勉強する機会を設けることもあるようだ。飲み方の体験については日程が合わず見学はできなかった。

3つ目に、お茶に関する知識である。これは、インターネットを利用し、お茶の調理法やお茶自体に関する知識を集めている。担任のM先生の話によれば、これは7月の段階ではあまり進んでおらず、「今後進めていく」とのことだ。

今回の調査では3年生を中心に見た。他学年ではテーマが食を扱っていないため、総合的な学習の時間において食育を扱うのは難しいと思われる。

### 3.3.3 学校給食

#### ①教師からみた「給食」—M先生の指導

給食に関する教師側の指導は、多岐にわたる。その内容としては、給食前、食事中、給食後に分類できる。ここでは主に食事中の指導について扱う。

食事中、教師は自分も食事を取りながら、給食指導を行わなければならない、ここでは、好き嫌いなく食べたり、残飯の出ないように余ったおかずを配ったりしている。

M先生は道徳的に「作った人への感謝」といった面を強調するだけではない。同時に児童1人1人が食べられる量を考慮したり、児童が嫌いなものは「半分だけ食べよう」「こっちは食べられるかな」「この間よりいっぱい食べられるようになったね」、というように声をかけたりしている。「児童が達成感を得られるよう」な指導をしている。

この給食指導は時代や地域、そして教師間でも差がある。中川根第1小学校では児童数が少なく教師と児童の距離が近い。そのためM先生のような個別的な指導が行いやすい環境にある。

#### ②栄養士からみた給食—栄養士Sさんの思い

栄養士であるSさん(30代、女性)は普段、川根本町青部にある学校給食共同調理場に勤務している。Sさんは月に1, 2回開かれる会議に栄養士として参加し、献立を決める作業に参加している。その中で、川根の名産である「茶」を扱った献立も提

案している。

地産地消と強く言われるようになったのは最近である。しかし、Sさんは「地元のもの食べてもらいたい」という気持ちから、その前から積極的に地元のものを買ってきた。その中心が「茶」である。

Sさんは地元の学校の先生と協力した活動も行っている。例えば、中学生が家庭科の授業で考えた献立を改良し実際に給食で提供したり、家庭科の授業にアドバイザーとして参加したりすることもあるという。また、小学生が授業で「茶」を使った新メニューを考え、地域の人を呼びコンテストを行いその優勝作品を実際に調理場で作成し、給食の献立に取り込んだりしている。また、給食に関するアンケートを行い、人気のメニューを提供している。これにより残飯が減ることのあるという。

Sさんは「健康になってほしい」という思いから、「地産地消を通して」「楽しく食べてほしい」と願っている。

### おわりに

「食育」という単語を使うと「そんな難しいことは…」と口々にいわれる。しかし「食生活」とか「食べること」といった言葉に言い換えると、色々な話を聞かせてくれる。「食育」という言葉は、人々に硬い印象を与えるようだ。

今叫ばれている「食育」は、単語自体は先行しているものの、家庭に浸透しているか、という疑問がある。学校現場では「食育月間」や月に1度の「食育の日」等、全国的に設定されているが、具体的にどの程度の実践を行うかは各学校の裁量に委ねられているため、学校差がある。「食に関する指導の手引」において、学校は食育発信の場となる事を目標としていた。しかし、一部の地域住民との接触や児童所属の差、また、学校間による差等を考えると、学校が中心となる事の限界もあるのではないのか。学校現場における「食育」のあり方をもう一度見直したい。

最後になりますが、協力してくださった藤川の方々、中川根第一小学校の関係者の方々、その他、全ての方々には貴重な時間をさいて頂き、本当に感謝しています。皆さんとお話することは、とてもいい経験となりました。本当にありがとうございました。